

る土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- (1) 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを兼とする者
- (2) 興行を行う者
- (3) 広告主又は広告物の管理者
- (4) 個室カラオケ営業を営む者
- (5) 第15条の7に規定する古物商又は質屋

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
駒ヶ嶺診療所	上北郡東北町大字上野字南谷地三三一	平成 八・九・三
八十嶋診療所	上北郡東北町大字上野字南谷地三三三	一〇・二・五
根守内科医院	上北郡東北町上北南三丁目三三二の一七五	一三・九・七
あさひクリニック	上北郡東北町旭南三丁目一九六の二	一三・二・六
内潟診療所	北津軽郡中泊町大字薄市字冲原一一五の三三二	一四・九・九

青森県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
内潟診療所	北津軽郡中泊町大字薄市字冲原一一五の三三二	平成 一四・一〇・一

青森県告示第三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う事業所 名称	所在地	指定年月日
		特定福祉用具販売	ライフスペ			
有限会社山興機器商会	青森市南佃一丁目一の三二			青森市南佃一丁目一の三二	平成 一九・一・四	

青森県告示第三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
社会福祉法人和幸園	三	青森市大字矢田字下野尻四八の八	訪問入浴介護	訪問入浴和幸	青森市南佃二丁目二の二七	平成一八・二・三〇

青森県告示第四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	指定年月日
有限会社メープルの里	弘前市大字藤代二丁目二の七	居宅介護支援事業所メープルの里ふじさき	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村一四	平成一八・三・二六	

青森県告示第四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十二号

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
医療法人南六会	八戸市小中野一丁目四の五二	ねんりん居宅介護支援事業所	八戸市小中野一丁目四の五四	平成一八・三・三	

青森県告示第四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
有限会社山興機器商会	青森市南佃二丁目一の三二	特定介護予防福祉用具販売	ライフサポートのぞみ	青森市南佃二丁目一の三二	平成一九・一・四		
有限会社ケアライン	青森市沖館五丁目一五の三二	訪問介護	訪問介護事業所の	青森市沖館五丁目一五の二六	平成一九・一・二〇		

公 告

青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項の規定により青森県石油コンビナート等防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成十九年一月二十二日

青森県石油コンビナート等防災本部本部長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

計画は、昭和五十二年三月に作成し、以後、随時修正を行ってきたところであるが、平成十年十二月の計画修正後に生じた情勢の変化に対応するため、所要の修正を行ったものである。

二 計画修正の主な内容

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第六条第一項の規定に基づき、計画中に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定め、海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難等、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることとした。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協金沢店

青森市大字浪館字泉川二〇の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目の一

理事長 井筒智義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて

青森市柳川二丁目四の二一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

上北郡七戸町字原久保九五の三七

代表取締役 小笠原金哉

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県民生協はまなす館

青森市大字羽白字沢田三〇六の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

- 2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協ひまわり館

青森市浜館六丁目四の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナリタ

青森市桜川六丁目二の四

代表取締役 成田勝雄

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

- 2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー浪岡店

青森市浪岡大字女鹿沢字稲本八一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一〇二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一〇二

代表取締役 三村裕一

2 福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県民生協あやめ館

青森市大字三内字丸山一の一七

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇の一

理事長 井筒智義

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

- 2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あじさい館

青森市松原三丁目九の二

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇の一

理事長 井筒智義

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

- 2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）メガ弘前城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所においてはその勤務時間区とす。

第八次青森県職業能力開発計画の概要の公表

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七條第一項の規定により第八次青森県職業能力開発計画を定め、同條第三項の公告の要件を同法第五條第六項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成十九年一月二十二日

青森県長官 二 佐 母 昭

第8次青森県職業能力開発計画の概要

1 計画策定の根拠

職業能力開発促進法第7条の規定に基づき、職業能力開発に関する基本となるべき計画を策定する。

2 計画の期間等

本計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を最終年度とする5か年計画とする。

3 計画のねらい

第7次計画が策定された平成13年度以降の経済・雇用情勢を見ると、長引く景気低迷の中で厳しい状況が続いてきたが、最近では、依然として厳しい中にも緩やかながら改善の動きが見られてきた。

一方、少子高齢化が進展する中で、労働力人口は減少を続けており、平成19年以降、これまで地域経済社会の発展を担ってきた団塊の世代が退職時期を迎えるなど、

経済・雇用環境には構造的な変化が生じている。

このような中で、労働者の職業能力の開発・向上を図っていくことは、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりを目指している本県にとって、それを担う人材を育成する取組みとして重要な位置を占めるものである。

本計画は、経済・雇用環境の変化に対応した職業能力開発施策を展開していくことにより、労働者の職業能力の開発・向上を図り、地域経済社会の発展と労働者の福祉の向上を目指すものである。

4 基本的な考え方

新しい青森県づくりの基本計画である「生活創造推進プラン」においては、「人づくり」や産業・雇用を重点的に取り組むプロジェクトとして位置付けていることを踏まえ、今後の基本的な方向性として「自立する人づくり」、「若年者の職業訓練の強化」、「企業における若年人材の育成・活用」、「中高年失業者や障害者に対する職業訓練の機会・内容の充実」、「おもろい型産業創造に対応した人材育成」等に取り組むこととしている。

以上の認識の下、本計画においては、以下の3点を柱とする施策を推進していくこととする。

- (1) 地域産業の振興を担う人材の育成
- (2) 企業における人材の確保・育成に向けた取組みの強化
- (3) 職業能力開発を通じた個々の労働者の質的向上

5 実施目標と施策の展開

実施目標	地域産業の振興を担う人材の育成
------	-----------------

経済・雇用環境が依然として厳しい中で、本県の地域経済社会の活力を維持・発展させていくためには、地域産業の振興を担う人材の育成が必要となっている。

このため、県立職業能力開発校の再編等を進め訓練内容の高度化や訓練環境の整備を図るとともに、産業施策と連携を図りながら、技術革新の急速な進展により多様化する企業ニーズに柔軟に対応できる実践的な人材を育成する。

(1) 県立職業能力開発校における指導体制

地域のニーズに的確に対応した訓練内容の設定や施設設備の整備、職業訓練指導員の質向上等により、職業訓練の充実を図る。

(2) 本県産業の状況・動向を踏まえた実践的技能者の育成

本県において推進している将来性の高い先端型産業や、ニーズが増加している

産業分野等に対応することができるとして職業訓練を実施する。

- (3) 地域や産業界との連携による人材育成
県立職業能力開発校においては、企業現場を活用した実習や外部講師の積極的な導入等、産学官連携による地域ニーズ・産業ニーズに即した人材育成を行う。
- (4) 早期からのものづくり教育の推進
技能体験教室の開催や学校教育現場における高度技能者の活用等により、早期からの職業意識の形成とものづくりに対する意識の高揚を図る。
- (5) 技能の振興と社会的評価の向上
労働者の技能の向上を図るとともに、技能が尊重され社会的に評価される気運を醸成する。

実施目標	企業における人材の確保・育成に向けた取組みの強化
------	--------------------------

経営の合理化、事業変化への機動的な対応、競争力の強化等を背景に雇用形態が多様化する中で、専門職・即戦力としての人材が求められ、また、社会性・コミュニケーション能力・問題解決能力といった基礎的能力も重視されている。

このような中、企業において必要とする人材が円滑に確保・育成されることは本県の産業の振興を図る上でも重要であるため、公共職業訓練はもとより、企業における人材育成の取組みを強化する。

- (1) 公共職業訓練による基礎的・技能の習得
公共職業訓練により、若年者の就業促進や中高年齢者の再就職支援、障害者や母子家庭の母等就職困難者の就業可能性の拡大に向けた取組みを行う。
- (2) 企業・団体における人材育成の推進
助成金制度等の活用による企業内訓練の促進や、キャリア形成・人材育成に関する相談支援の実施により、企業・団体における人材育成を推進する。
- (3) 公共職業訓練による在職者訓練の実施
公共職業能力開発施設を活用し、企業が行う教育訓練の支援や、在職者の技能・技術を向上させる職業訓練を実施する。
- (4) 認定職業能力開発校における職業訓練の推進
事業主団体等が運営する認定職業能力開発校における職業訓練を推進するため、関係機関の連携による取組みを行う。
- (5) 「ものづくり」文化の継承と振興
今後人口が減少していく一方、団塊の世代の大量退職に伴い現場を支える熟練

した技術・技能や管理能力が継承されずに失われてしまうことが懸念されている中で、高付加価値製品等を生み出す上で不可欠な「現場力」の強化を図る必要があり、中核を担う若年者の現場への入職を持続的に確保するため、企業の技能継承に向けた取組みを支援する。

実施目標	職業能力開発を通じた個々の労働者の質的向上
------	-----------------------

産業構造の変化や職業意識の変化、就業形態の多様化等が進む中で、労働者がその能力を十分に発揮し、充実した職業生活をしていくためには、労働者一人ひとりが相応しい職業能力を身に付けていくことが必要である。

このため、労働者が社会経験、職歴、適性、生活状況等の個々の状況に応じて自動的に職業能力開発に取り組むことができるよう多様な職業訓練受講の機会を提供する。

- (1) 自己啓発の推進
講座情報の提供や給付金制度の周知等により、労働者自らの取組みによる職業能力開発・キャリア形成を推進する。
- (2) 職業生活の多様化・長期化に対応した職業能力開発の実施
雇用・就業形態の多様化や高齢者の継続雇用等の職業生活の長期化に対応した職業能力開発を実施する。
- (3) 職業能力開発施策と就職支援施策との一体的展開
職業能力開発施策とジョブカフェあおもりや公共職業安定所等の就職支援施策との連携により、労働者一人ひとりが能力を十分に発揮しながら就業することができるよう効果的な支援を行う。
- 6 県立職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の体制整備
本県の社会経済情勢を踏まえ、次の考え方により県立職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の体制整備を図る。
県立職業能力開発校における訓練内容の高度化や機能、施設・設備等の充実など、職業訓練の質の向上を図るため校の再編統合を推進する。
高卒課程については、今後の高等学校卒業生数の動向も踏まえ定員を見直す。
中卒課程については、中卒者や高校中退者に対する訓練機会を確保する。
離転職課程については、委託訓練の活用や雇用・能力開発機構との役割分担も踏まえ定員を見直す。

障害者職業能力開発校については、障害者の自立支援の推進という施策の方向性を踏まえ訓練内容の見直しを図る。

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
金木川	左岸 五所川原市金木町玉水二九六番地先の津軽鉄道橋梁下流端 右岸 五所川原市金木町朝日山一七五番七地先の津軽鉄道橋梁下流端	旧十川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

蟹田川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
蟹田川	南股沢川の合流点	海に至る場所

新城川水系

新城川	左岸 青森市大字新城字山田一五番一地先 右岸 青森市大字新城字平岡一〇番五地先	海に至る場所
-----	--	--------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭